

給水装置工事事業者の指定の申請書一覧（更新申請）

更新の指定には手数料（10,000 円）が必要です。

申請者が「法人」か「個人」かに応じて、下記表中の○印の書類が必要です。

確認欄	提出書類	法人	個人	備考
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書 (施行規則様式第 1)	○	○	法人の申請：商業登記されている本店等について記入 個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入
<input type="checkbox"/>	機械器具調書（施行規則別表）	○	○	
<input type="checkbox"/>	誓約書 (施行規則様式第 2)	○	○	法人の申請：商業登記されている本店等について記入 個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者選任届出書 (施行規則様式第 3)	○	○	給水装置工事の事業を行う事業所の住所・代表者等を記入
<input type="checkbox"/>	定款	○	—	
<input type="checkbox"/>	登記簿の謄本	○	—	発行日より 3 か月以内のもの（原本）コピー不可
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	—	○	発行日より 3 か月以内のもの（原本）コピー不可
<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者免状	○	○	コピーを提出
<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 業務内容確認書	○	○	給水装置工事の事業を行う事業所の住所・代表者等を記入 記載内容に応じて資格証等（コピー）を添付してください
<input type="checkbox"/>	旧の指定証	○	○	前回指定時の指定証の返却をお願いします。
<input type="checkbox"/>	郵送での指定証の受取を希望する場合の返信用 封筒（指定証を直接受け取りに来る場合は不要）			A4 用紙が折らずに入るサイズの封筒に切手を貼り、送付先 を記入したものをご用意してください。
*手数料納付の連絡先（担当名と電話番号）をお知らせください。				

（更新手続きの流れと手数料が納付できる時間について）

- 1 申請を受付けます。 郵送または給水課窓口へ提出してください。
- 2 受け付けた書類の審査を行います。（1 週間程度）
- 3 手数料納付の連絡をします。 ※申請時に手数料納付の連絡先をお知らせください。
納付の際には、9 時 40 分から 11 時 30 分、13 時から 15 時 30 分にお越しください。
この時間でないと、手数料を納付することができません。（庁舎内銀行で納付してください。）
- 4 指定証交付の事務処理を行います。（1 週間程度）
- 5 指定証交付の連絡をします。
（指定証返信用封筒をご用意いただいた場合は指定証を送付します。）

申請窓口：東大阪市上下水道局水道総務部水道サービス室給水課（東大阪市水道庁舎地下 1 階）

電話：06-6724-1221（交換手に指定給水工事事業者更新手続き担当とお伝えください。）

郵送先：〒578-0944 東大阪市若江西新町 1-6-6（更新申請書類在中と明記してください。）